

Q 6 : 公務によらない傷病により病気休暇中（給料 8 割支給）でしたが、この度退職しました。療養のため、退職後も働くことができません。傷病手当金を請求することができますか？

A 6 : 退職した日において、すでに勤務に服することができなかつた日以後 3 日を経過している場合、請求することができます。